

河川監視カメラ映像配信及び機器等保守点検業務委託等に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務は、災害に強く逃げないですむ安全なまちづくりの実現に向け、河川監視カメラの設置および映像配信を実施することにより台風および集中豪雨時における区民への情報提供の強化を図るとともに、河川監視および区民への情報提供を実現するうえで必要最低限の構成として導入および運用コストを抑えたうえで、設計、設置工事、保守運用までを一元的に行うことで河川監視カメラ映像の正常かつ安定した配信環境の確保および職員の負担軽減を図ることを目的とする。

本業務においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「河川監視カメラ映像配信及び機器等保守点検業務委託等に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 事務局とは、新宿区みどり土木部道路課計画係をいう。
- (5) 類似業務とは、河川等を監視するカメラ機器の設置および映像配信、河川監視カメラ機器等の保守点検に関する業務をいう。

3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日(令和8年7月27日(月))とする。

また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者もしくは業務担当者が類似業務に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 参加者による類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月 1 日付け13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年 2 月 3 日付け23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (11) 情報セキュリティや個人情報保護に関する適切な安全管理措置を講じていること。

4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「河川監視カメラ映像配信及び機器等保守点検業務委託等に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第 1 号様式）に会社概要 を添えて、令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 5 時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「河川監視カメラ映像配信及び機器等保守点検業務委託等に係るプロポーザル参加辞退書」（第 3 号様式）を事務局へ提出すること。

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「河川監視カメラ映像配信及び機器等保守点検業務委託等に係るプロポーザルに関する質問書」（第 4 号様式）を以下のとおり提出する。

・提出期限 令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 5 時

・提出方法 メール又はファクシミリによる送信とする。

メールアドレス douro@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3209-5595

(2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和 8 年 8 月 1 2 日（水）までに電子メール等により行う。なお、電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

7 契約内容

(1) 内容

河川監視カメラ映像配信及び機器等保守点検業務等

なお、下記のとおり実施業務ごとに契約を締結するものとし、詳細は別紙「仕様書(案)」のとおりとする。

- ・河川監視カメラ機器設置工事及び映像配信環境の構築
- ・河川監視カメラ機器等点検保守業務
- ・(仮称)河川監視カメラクラウドサービスの利用
- ・河川監視カメラ機器の賃貸借

(2) 契約期間

- ・河川監視カメラ機器設置工事及び映像配信環境の構築

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

- ・河川監視カメラ機器等点検保守業務

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで(予定)

- ・(仮称)河川監視カメラクラウドサービスの利用

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで(予定)

- ・河川監視カメラ機器の賃貸借

令和8年12月1日から令和13年3月31日まで(予定)

(3) 契約上限額 上記に記載のある各契約の合算

8,365,328円(税込)

ただし、「河川監視カメラ機器等点検保守業務」「(仮称)河川監視カメラクラウドサービスの利用」「河川監視カメラ機器の賃貸借」については令和8年度支出予定の4か月分。

8 契約予定日 令和8年10月下旬

9 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

企画提案書

【様式】第2号様式(任意様式の使用も可。ただし、その場合も第2号様式の表紙は添付すること。)文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】10部

選定の中立性を担保するため、10部のうち、8部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと。(事業者名、所在地、電話番号など。記載のある資料を使用する場合は、マスキング処理すること。)残りの2部については表紙に事業者名を明記すること。

事業者名等を明記する1部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載すること。なお、あて先は「新宿区みどり土木部長」とすること。

見積書

本件に係る見積を「見積書」（第2 - 2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

【部 数】1部

プライバシーマーク使用許諾証等

プライバシーマークやISMS認証（JIS Q 27001）などの認証を取得している場合は、取得していることがわかる書類（プライバシーマーク使用許諾証やISMS認証登録証の写し）を提出すること。

なお、プライバシーマーク等の認証の取得は本プロポーザルの参加要件とはしていないため、提出は任意とするが、個人情報保護の安全管理措置等の取組状況については企画提案書において説明すること。

【部 数】1部

提出期限

令和8年8月26日（水）午後5時

なお、提出期限までに本募集要項9（1）に記載する企画提案書及び見積書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

提出方法

一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

（2）企画提案書の内容

作成にあたっては、第2号様式のほか、任意様式の使用も可。ただし、その場合も第2号様式の表紙は添付すること。別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。

また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりを基本とする。

項 目		概 要
表 紙		10部うち、2部についてのみ表紙に事業者名等を明記すること。
	類似業務の受託実績	業務責任者もしくは業務担当者が携わった類似業務の実績について当該実績の概要を記載すること。

	実施体制	本業務を実施するための体制を記載すること
	実施方針	本業務の目的を捉え、事業の効果や実施スケジュールなどを含む具体的な実施方針を記載すること。
	河川監視カメラの設置	設置位置の決定方針・施工などの具体的な方法を記載すること。
	河川監視カメラ映像の配信	システムの構成や操作方法などを記載すること。
	河川監視カメラ機器等の保守・点検	定期的な点検や緊急時の対応を具体的に記載すること。

10 企画提案の評価（選定）方法

河川監視カメラ映像配信及び機器等保守点検業務委託等に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

（１）第１段階評価（第１次選定）

企画提案書をもとに評価し、上位の３者（企画提案書の提出者が３者に満たない場合は全者）を、第２段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、第２段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第１段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

（２）第２段階評価（第２次選定）

第２段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大３名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第１段階評価終了後に第２段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】令和８年１０月１６日（金）に予定しているが、変更となる場合がある。

実施日等は第１段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

（３）評価基準

第１段階評価

No	評価項目	評価内容
1	類似業務の受託実績	類似業務の経験
2	実施体制	組織体制、人員の配置
3	実施方針	効果、実現性、スケジュール設定
4	河川監視カメラの設置	設置位置の決定方針・施工の方法

5	河川監視カメラ映像の配信	操作性、利便性、拡張性、安定性
6	河川監視カメラ機器等の保守・点検	定期点検及び緊急時の対応方法
7	個人情報保護	適正な安全措置

第2段階評価

No	評価項目	評価内容
1	プレゼンテーション能力	分かりやすさ、簡潔さ
2	業務理解度	目的、条件、内容の理解度
3	取組姿勢	積極性、的確性

(4) 受託候補者の選定

見積書の金額が契約上限額を下回る事業者のうち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値を最終評価点とし、最終評価点が最高点の者を受託候補者として選定する。なお、本事業は新宿区民間提案制度により採用した事業提案に基づいているため、当該民間提案制度における提案者については合計評価点と価格評価点の合計点に5%の加点をしたものを最終評価点とする。

最高点となった事業者が複数いる場合で、その中に民間提案制度の採用事業者が含まれる場合は、当該事業者を受託候補者として選定する。

最高点となった事業者が複数いる場合で、その中に民間提案制度の採用事業者が含まれない場合は、当該同点事業者について評価項目ごとに順位付けを行い、1位となった項目の数が最も多い者を受託候補者として選定する。

11 スケジュール(予定)

- (1) 募集要項の配布 令和8年7月27日(月)から8月10日(月)午後5時まで
- (2) 参加申請書の受付 令和8年7月27日(月)から8月10日(月)午後5時まで
- (3) 質問書の受付 令和8年7月27日(月)から8月10日(月)午後5時まで
- (4) 企画提案書等の受付 令和8年8月13日(木)から8月26日(水)午後5時まで
- (5) 第1段階評価結果の通知 令和8年9月14日(月)頃
- (6) 第2段階評価 令和8年10月16日(金)予定
- (7) 第2段階評価結果の通知 令和8年10月19日(月)頃

12 留意事項

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権

利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

(3) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(4) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(5) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、河川監視カメラ映像配信及び機器等保守点検業務委託等に係る事業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

(6) 本事業は新宿区民間提案制度により採用した事業提案に基づいているため、当該民間提案制度における提案者については合計評価点と価格評価点の合計点に5%の加点をしたものを最終評価点とする。

13 各種書類の提出先及び問合せ先

プロポーザル事務局

新宿区みどり土木部道路課計画係

住 所：〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所7階

電 話：03-5273-3525（直通）

F A X：03-3209-5595

メール：douro@city.shinjuku.lg.jp

担当者：河田、山田